



宮 崎 県 公 報

令和元年11月28日（木曜日） 第 60 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1	頁
○有害興行の指定……………（こども家庭課） 1	
○民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定予定の通知（3件）……………（ ” ） 2	
○保安林の指定施業要件の変更……………（ ” ） 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（ ” ） 3	
○民有林の保安林の指定予定の通知の宛先人不明	

について……………（自然環境課） 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について……………（ ” ） 3	

公 告

○土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課） 3	
選挙管理委員会告示	
○平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙に係る 候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 3	
正 誤	
○令和元年10月7日付け県公報（第45号）中…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 550号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指定年月日
高崎泰伸 （フレアス在宅マ ッサージ高鍋）	児湯郡高鍋町大字上江 2029-1カーサMⅢ 2 02号	平成31年2月1日

上山龍秋 （フレアス在宅マ ッサージ高鍋）	児湯郡高鍋町大字上江 2029-1カーサMⅢ 2 02号	平成31年2月1日
黒木翔 （フレアス在宅マ ッサージ高鍋）	児湯郡高鍋町大字上江 2029-1カーサMⅢ 2 02号	令和元年10月7日

宮崎県告示第 551号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
1年－46	映画	強がりカポナータ	横山組 ＜オーピー映画＞	令和元年11 月19日
1年－47	映画	ひとり妻 熟れた旅路の果てに	竹洞組 ＜オーピー映画＞	
1年－48	映画	発情物語 幼馴染はヤリ盛り	竹洞組 ＜オーピー映画＞	
1年－49	映画	猥褻奇談 生娘の白い太股	深町組 ＜新東宝映画＞	
1年－50	映画	不実な女と官能詩人 （原題）CURIOSA	クロックワークス （フランス）	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字迫前乙1438－1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 553号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町3400－20から3400－23まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 554号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市迫内町 684－1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

684－1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 555号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字銀鏡字真沙道 133－イ、139－ロ、字広猿渡 184、206－1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字真沙道 133－イ・139－ロ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字広猿渡 184・206－1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 556号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字迫前乙1438－1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 557号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西都市大字銀鏡字真沙道 133－イ
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は択伐による。
字真沙道 133－イ
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 558号

民有林の保安林の指定予定（令和元年宮崎県告示第 423号）に係る保安林予定森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日南市役所
木元善被
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林として指定する予定であること。
 - (2) 指定に係る保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については令和元年宮崎県告示第 423号によること。

宮崎県告示第 559号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年宮崎県告示第 426号）に係る保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日南市役所
木元善被

- 2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年宮崎県告示第 426号によること。

公

告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、新富土地改良区（新富町）から令和元年10月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年12月23日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

30,643,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	10月11日から 期間 第1回分 1月7日まで
出納責任者氏名	佐伯和雄			

収 入			支 出		円
主たる寄附			人件費		2,043,000
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		1,864,930
(団体名)			選挙事務所費		1,316,938
		円	集合会場費		547,992
河野しゅんじ後援会	政治団体	1,245,203	通信費		44,916
みやざき新生の会	政治団体	6,200,000	交通費		77,600
			印刷費		1,974,760
今回計		7,445,203	広告費		1,817,651
前回計		0	文具費		55,400
総計		7,445,203	食糧費		414,137
			休泊費		295,790
			雑費		652,005
			今回計		9,240,189
			前回計		0
			総計		9,240,189

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	777,400円
	ポスターの作成	1,044,000円
	計	1,821,400円

報告書受理年月日	平成31年1月7日 第1回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年12月23日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,643,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期 間 1月8日から 第2回分 2月27日まで
出納責任者氏名	佐伯和雄			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		0
			家屋費		59,234
			選挙事務所費		43,034
河野しゅんじ後援会	政治団体	8,364	集合会場費		16,200
みやざき新生の会	政治団体	108,882	通 信 費		81,681
			交 通 費		0
その他の寄附	件	0	印 刷 費		0
その他の収入		0	広 告 費		0
			文 具 費		0
今 回 計		117,246	食 糧 費		0
前 回 計		7,445,203	休 泊 費		0
総 計		7,562,449	雑 費		2,745
			今 回 計		143,660
			前 回 計		9,240,189
			総 計		9,383,849

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	777,400円
	ポスターの作成	1,044,000円
	計	1,821,400円

報告書受理年月日 平成31年2月28日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年12月23日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

30,643,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松 本 隆	所属党派	無 所 属	11月3日から 期 間 第1回分 1月6日まで
出納責任者氏名	馬 場 真由美			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		741,218
			選挙事務所費		741,218
日本共産党			集合会場費		0
宮崎県委員会	政党支部	2,000,000	通 信 費		0
			交 通 費		4,600
			印 刷 費		17,760
その他の寄附	件	0	広 告 費		163,960
その他の収入		200,000	文 具 費		0
			食 糧 費		73,357
今 回 計		2,200,000	休 泊 費		98,286
前 回 計		0	雑 費		42,014
総 計		2,200,000	今 回 計		1,141,195
			前 回 計		0
			総 計		1,141,195

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成31年1月7日 第1回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年12月23日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

30,643,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松 本 隆	所属党派	無 所 属	期 間 1月10日から 第2回分 1月24日まで
出納責任者氏名	馬 場 真由美			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏 名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
			家 屋 費		31,752
			選挙事務所費		31,752
			集 合 会 場 費		0
			通 信 費		17,206
その他の寄附	件	0	交 通 費		0
その他の収入		0	印 刷 費		853,200
			広 告 費		0
今 回 計		0	文 具 費		0
前 回 計		2,200,000	食 糧 費		0
総 計		2,200,000	休 泊 費		0
			雑 費		9,074
			今 回 計		911,232
			前 回 計		1,141,195
			総 計		2,052,427

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日 平成31年1月24日 第2回報告分

正 誤

令和元年10月7日付け県公報(第45号)中

ページ	段	行	誤	正
1	右	45	1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的	1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県小林市(次の図に示す部分に限る) (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (7) 主伐に係る伐採種を定めない。 (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
1	右	49	昭和7年4月5日官報宮崎県告示保編第1号、	
1	右	53	2	(2)
1	右	54	(1)	ア
2	左	1～3	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2	左	4	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び西諸県農林振興局並びに小林市役所及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び西諸県農林振興局並びに小林市役所及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

				)	

--	--